

令和7年度埼玉県性的マイノリティが働きやすい環境づくり事業
業務委託に係る質問への回答

No.	質問	回答
1	<p>・仕様書4(1)～(4) 企業研修、企業相談、アライチャレンジ企業登録制度の登録の働き掛け等における県としての実施目標/回数等は決まっていますでしょうか？ 提案時に各社・団体から提案となりますでしょうか？</p>	<p>にじいろ企業研修【基礎編】については、回数の定めはございません。 にじいろ企業研修【実践編】については「16社(団体)以上」、にじいろ企業相談については「年間30回を目安」、アライチャレンジ企業登録制度の登録の働き掛けについては「目標を100社(団体)」と仕様書で定めておりますので、それぞれ対応可能な回数を企画提案の際に御提示ください。</p>
2	<p>・仕様書4(1)及び(2) にじいろ企業研修【基礎編】【実践編】について、受講される企業は、これまで受講したことがない企業が対象となりますか？もしくは既に受講した企業でも再受講は可能になりますでしょうか？</p>	<p>にじいろ企業研修【基礎編】【実践編】ともに、前年度までに研修を受講した企業等でも再受講が可能です。 ただし、にじいろ企業研修【実践編】については、年度内に同一企業等が複数回受講することはできません。</p>